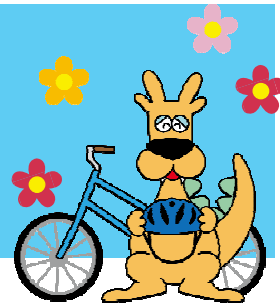


袖ヶ浦市 自転車活用推進計画



袖ヶ浦市マスコットキャラクター
「ガウラ」

第2部 袖ヶ浦市自転車ネットワーク計画



🌸 計画策定の背景と目的

自転車のニーズが高まっている状況から国では、「自転車は『車両』であり、車道通行が大原則」という考えのもと、平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）が国土交通省と警察庁から示されました。平成28年3月の『「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言』を受け、ガイドラインは平成28年7月に改訂され、自治体等における自転車通行空間のネットワーク形成に向けた取組の実施が求められています。

このような背景を踏まえ、自転車活用の施策を総合的に取りまとめた「袖ヶ浦市自転車活用推進計画」に基づき、通勤・通学、買い物や観光における自転車利用者の安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的とします。

🌸 自転車通行環境創出に関する課題

本市の自転車利用に関する実態、自転車活用推進の動向等の自転車を取り巻く環境の現状を踏まえ、快適な自転車通行環境の創出に向けて、以下の課題に取り組んでいく必要があります。

快適な自転車通行環境の創出に向けて

ネットワークに関する課題

- ① 日常的に利用する施設へ安全・快適にアクセスできる自転車ネットワークの形成
- ② 観光スポットを結び、回遊性の高い自転車ネットワークの形成

通行空間に関する課題

- ① 自転車の通行位置を認識しやすく、安全に通行できる通行空間の創出
- ② 歩行者が安心して通行できるような環境の創出
- ③ 自転車ネットワークの早期実現に向け、現状道路を最大に活用した通行空間の整備



🌸 自転車ネットワーク整備の基本方針

快適な自転車通行環境の創出に向けた課題を踏まえ、歩行者・自転車・自動車が安全に通行でき、快適に移動できる自転車ネットワーク形成を目指して、以下の基本方針を設定します。

基本方針1 安全で快適な通行空間を確保したネットワークの構築

- 通勤や通学等の日常的な自転車利用と観光等のレクリエーションとしての自転車利用では、よく通行する路線が異なるため、「日常利用」と「観光利用」の視点からネットワークの形成を図ります。
- 【日常利用】日常的な通勤や通学等における自転車利用に対し、安全で快適な通行空間を確保したネットワークを形成します。
- 【観光利用】サイクルスポーツを楽しむための安全な自転車通行空間や、自転車で観光周遊を促進できるような環境が整備されたネットワークを形成します。

基本方針2 自転車の車道通行を基本とした通行空間の整備

- 車道における自転車の通行空間の確保や通行位置・方向の路面表示により、自転車が車道を通行しやすい空間を整備します。
- 現道の車道内において自転車通行空間の幅員確保が困難な路線については、早期実現に向けた整備形態も視野に入れた整備を進めます。

🌸 自転車ネットワーク対象路線選定の考え方

ガウラも車道を走るガウ！



自転車ネットワーク路線を選定するにあたり、ガイドラインに基づき以下の視点と考え方で路線の選定をしました。

路線選定の視点		考え方
①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う路線	日常利用	<ul style="list-style-type: none"> • 通勤・通学の利用が想定される路線 • 買い物や趣味等の利用が想定される路線
	観光利用	観光利用が想定される路線
②安全性の向上を図るために自転車通行空間を確保する路線	日常利用	自転車関連事故が発生した区間
	観光利用	
③自転車通学路の対象路線	日常利用	<ul style="list-style-type: none"> • 自転車通学生徒の主な通行ルート • 自転車関連事故が発生した通学路の区間
④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	日常利用	市民要望がある区間
	観光利用	市民要望、水と緑のネットワークの指定がある路線
⑤自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	観光利用	サイクルイベントでよく利用される路線
⑥既に自転車の通行空間が整備されている路線	-	自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路が整備されている路線
⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	日常利用	①～⑥で抽出された路線同士を結ぶ路線
	観光利用	

整備形態の選定の考え方

本計画の自転車通行空間の整備形態は、ガイドラインを踏まえながらも、自転車通行空間整備の実現可能性を考慮して、現況の路肩や車道部幅員を活用した、整備形態を選定します。

国道・県道についての広域的な自転車ネットワーク計画については、国・県の動向を注視し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

自転車道及び自転車専用通行帯の整備が望ましい路線において、道路の改良を行わなければ整備が困難な路線については、車道混在による整備を行い、道路や交通状況が変化した場合には、必要に応じて自転車道・自転車専用通行帯を再整備していきます。

整備形態	選定基準	整備イメージ
自転車道	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度50km/h超 両側路肩幅員合計4.0m以上 	<p>2.0m 縁石線等 ピクトグラム</p>
自転車専用通行帯	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度40km/h超50km/h以下 または 自動車交通量4,000台/日超 両側路肩幅員合計3.0m以上 	<p>1.5m 0.3m 自転車専用 ピクトグラム</p>
車道混在	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度40km/h以下 かつ 自動車交通量4,000台/日以下 	<p>1.0m 10m~100m ピクトグラム</p> <p><標準形> 幅=0.75m以上※1 長さ=1.50m以上 角度=1:1.6</p>

優先整備区間の考え方

本計画の基本方針を踏まえ、「安全性・快適性」の向上に寄与する自転車ネットワーク路線から優先的に整備します。加えて、普通自転車歩道通行可の交通規制解除予定箇所に該当する自転車ネットワーク路線も優先的に整備します。

整備優先度が高い路線

整備を行う自転車ネットワーク路線のうち、以下のいずれかに該当する路線または区間を整備優先度が高い路線とする。

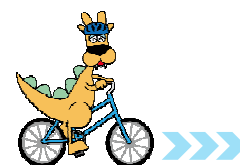
■鉄道駅周辺の路線

→鉄道駅から1km圏内に含まれる路線を優先的に整備

■自転車関連事故の発生リスクを低減させる必要がある路線

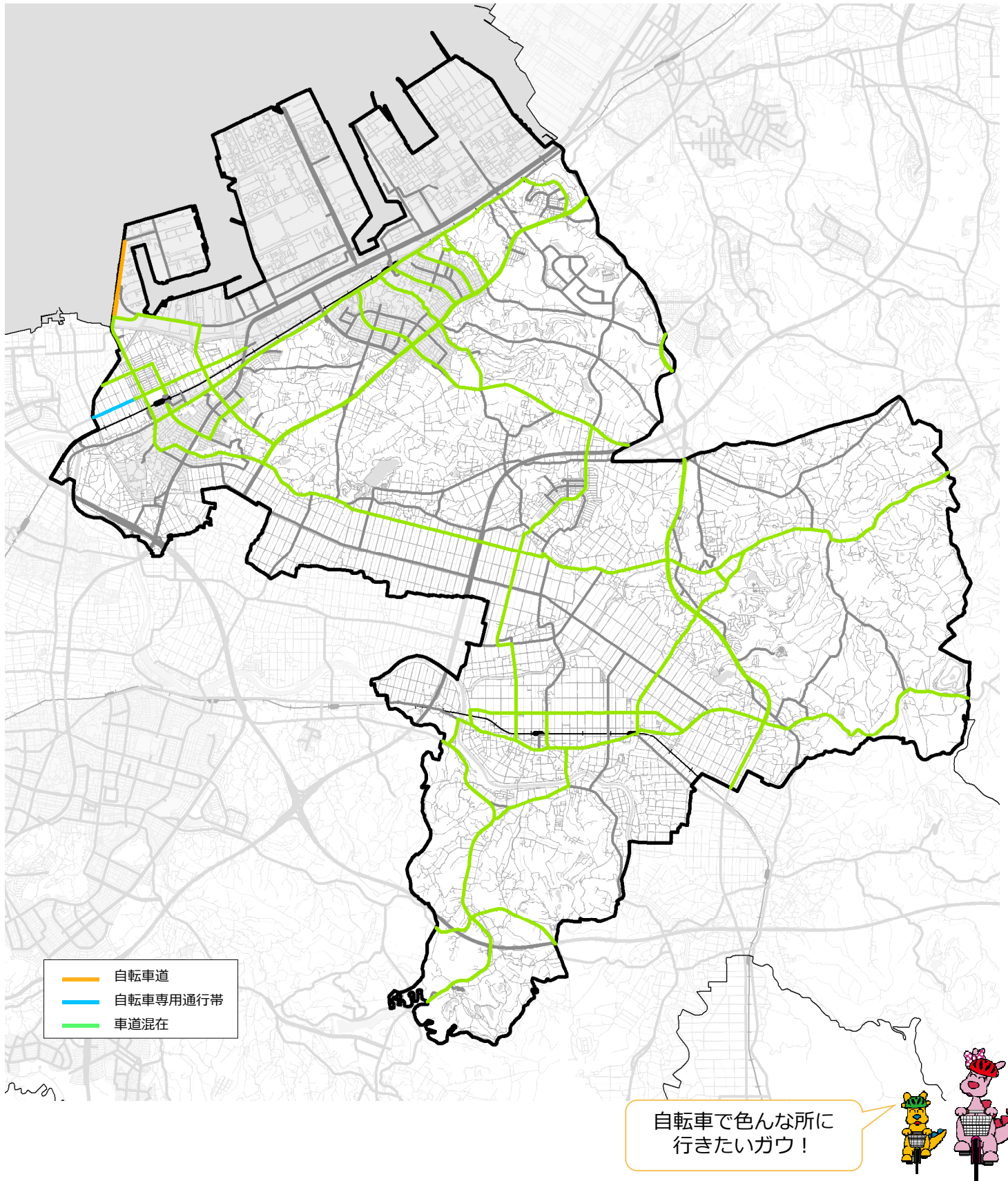
→安全性の向上を図るために自転車通行空間を確保する路線で抽出された路線
→自転車通学生徒の安全を確保すべき路線で抽出された路線

■普通自転車歩道通行可の交通規制解除予定箇所



🌸 自転車ネットワーク整備路線

自転車ネットワーク路線選定の考え方及び整備形態の選定条件に基づき、本市の自転車ネットワーク路線及び整備形態を下図のとおり、選定しました。



お問い合わせ先：袖ヶ浦市 都市建設部 土木管理課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1 番地1
TEL:0438-62-3559 (計画調整班 直通) FAX:0438-63-9670